

返済は
不要です

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん

高校生等奨学給付金（国公立）

生活保護（生業扶助）受給または非課税の世帯

新入生に対する一部早期給付

三重県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

今年度入学の方は一部早期申請と通常申請のどちらかを選択して申請することができます。

対象となる方 令和6年度の認定基準日現在で次の資格をすべて満たす世帯

1. 高等学校等就学支援金（高等学校等の授業料に対する支援）の支給を受ける資格を有する高校生等（令和6年度新入生）がいる世帯（特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。）
2. 保護者等が三重県内に住所を有している世帯
 - 基準日現在保護者等のいずれかが海外に居住している場合は対象世帯ではありません。
 - 令和6年1月1日（一部早期1回目は令和5年1月1日）時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和6年度（一部早期1回目は令和5年度）の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。
ただし、基準日現在で生業扶助を受給している世帯は申請することができます。
※ 保護者等の住所が三重県外の場合は住民票のある都道府県にお問い合わせください。
3. 保護者等が生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているか、道府県民税の所得割額及び市町村民税の所得割額が非課税（0円）の世帯
 - ※ 生活保護世帯で生業扶助（高等学校等就学費）を受給していない場合は、非課税世帯で申請できます。
均等割額に課税があっても所得割額が0円の場合は対象になります。
※ 課税証明書等で申請者と申請者以外の保護者等の県民税、市町村民税の所得割額が0円であることを確認してください。
 - ◇ 一部早期1回目は令和5年度の課税証明書等により確認。
 - ◇ 一部早期2回目と通常申請は令和6年7月1日現在の状況をもとに令和6年度の課税証明書等により確認。

認定基準日について

一部早期1回目・・・令和6年4月1日現在

一部早期2回目・・・令和6年7月1日現在

（通常申請の認定基準日も、令和6年7月1日です。）

- ※ 住民票は各申請の基準日以降の日付のものを取得してください。
基準日より前の日付の住民票は受け付けできません。



この「奨学給付金」は
授業料を支援する
「就学支援金」とは
別の制度です。

申請について 早期1回目で受給された場合、残額の受給には2回目の申請が必要です。

上記「対象となる方」のすべての条件を満たす世帯は、在学する学校で申請書類を受け取り、必要書類とともに学校に提出してください。

- ※ 申請書類は、裏面の二次元コードからダウンロードすることもできます。
- ※ 申請書類の提出期限等は裏面の「申請方法」をご覧ください。

詳しくは申請書類とともに取得する
「申請の手引き」の内容を確認してください。

裏面もご覧ください ▶

申請方法 下記A・Bのどちらかを選択して申請ができます。



	A 一部早期申請	B 通常申請
	1 回目の基準日 4/1 2 回目の基準日 7/1	基準日 7/1
提出締切 ★締切厳守★	1 回目：6月7日 2 回目：7月中の学校が指定する日	7月中の学校が指定する日 (申請は1回のみ)
給付額	1 回目：定められた給付額の 3/1 2月分 2 回目：定められた給付額の 9/1 2月分	定められた給付額 (給付は1回)
給付時期	1 回目：6月頃 ~ 7月頃 2 回目：10月上旬頃 ~ 翌年1月頃	10月上旬頃 ~ 翌年1月頃 (審査が終了したのから順次振り込みます)
課税状況の確認	1 回目：令和5年度の課税証明書等で確認 2 回目：令和6年度の課税証明書等で確認	令和6年度の課税証明書等で確認
申請書提出先	在学している学校で申請書類を受け取り、記入のうえ学校担当者へ提出して下さい。	

- ※ 一部早期給付 1 回目で申請し受給した場合、残額支給は 2 回目の申請が必要です。
- ※ 再入学、転入学などの場合は、7月の通常申請で申請してください。



給付額 給付額は世帯の状況により変わります。(下記表参照)



世帯種別		A 一部早期申請		B 通常申請	
		1 回目	2 回目		
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	8,075 円	24,225 円	32,300 円	
非課税世帯	全日制 定時制	第1子	30,525 円	91,575 円	122,100 円
		第2子以降	35,925 円	107,775 円	143,700 円
	通信制		12,625 円	37,875 円	50,500 円
	専攻科(高専を除く)		12,625 円	37,875 円	50,500 円

- ※ 申請のあった指定口座に振り込みます。
- ※ 学校に委任した場合は、学校口座に直接振り込みます。

申請書類は各学校で受け取ってください。

下記ホームページからも
ダウンロードできます。

★★ 申請書類は各学校へご提出ください ★★

通常申請の
場合

通常申請は6月末頃に
配布されるチラシを
ご確認ください。

--- 問い合わせは各学校の担当者へ ---

または 三重県教育委員会事務局 教育財務課 給付金担当 電話 059-224-2827 (平日 8:30~17:00)
* 県外の高等学校等に在籍する生徒の場合は、上記「給付金担当」へ直接お問い合わせください。

詳しくはホームページ
「三重の教育」を開き下へ
スクロールし、ページの左側に
ある鉛筆バナーをクリック!



こちらの
二次元コードを
読み取って
アクセスできます。



私立高等学校等に在籍する生徒の場合は、三重県環境生活部私学課 電話 059-224-2161 へお問い合わせください。

※高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、高校生等奨学給付金を受給することにより他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。また制度の概要(給付額等)は、状況により変更となる場合があります。

※この事業は文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱」及び「高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱」に基づき実施するものです。